

号外第2 (令和5年2月22日発行)	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例【港湾局山下ふ頭再開発調整課】	3
△	横浜市公告式条例の一部を改正する条例【総務局行政マネジメント課】	5
△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	6
△	横浜市手数料条例等の一部を改正する条例【建築局宅地審査課】	13
△	横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育支援課】	16

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和5年2月22日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例
- 2 横浜市公告式条例の一部を改正する条例
- 3 横浜市手数料条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市手数料条例等の一部を改正する条例
- 5 横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横 浜 市 条 例 第 1 号

横 浜 市 山 下 ふ 頭 再 開 発 検 討 委 員 会 条 例

(設 置 及 び 所 掌 事 務)

第 1 条 山 下 ふ 頭 の 再 開 発 に 係 る 計 画 の 策 定 に 関 す る 事 項 等 を 調 査 審 議 す る た め 、 市 長 の 附 属 機 関 と し て 、 横 浜 市 山 下 ふ 頭 再 開 発 検 討 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い う 。) を 置 く 。

2 委 員 会 は 、 市 長 の 諮 問 に 関 連 す る 事 項 に つ い て 、 市 長 に 意 見 を 述 べ る こ と が で き る 。

(組 織)

第 2 条 委 員 会 は 、 委 員 20 人 以 内 を も っ て 組 織 す る 。

2 委 員 は 、 学 識 経 験 の あ る 者 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者 の う ち か ら 市 長 が 任 命 す る 。

(委 員 の 任 期)

第 3 条 委 員 の 任 期 は 、 2 年 と す る 。 た だ し 、 委 員 が 欠 け た 場 合 に お け る 補 欠 の 委 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

2 委 員 は 、 再 任 さ れ る こ と が で き る 。

(委 員 長)

第 4 条 委 員 会 に 委 員 長 を 置 く 。

2 委 員 長 は 、 委 員 の 互 選 に よ っ て 定 め る 。

3 委 員 長 は 、 委 員 会 を 代 表 し 、 会 務 を 総 理 し 、 会 議 の 議 長 と な る 。

4 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 、 又 は 委 員 長 が 欠 け た と き は 、 あ ら か じ め 委 員 長 の 指 名 す る 委 員 が 、 そ の 職 務 を 代 理 す る 。

(会 議)

第 5 条 委 員 会 の 会 議 は 、 委 員 長 が 招 集 す る 。 た だ し 、 委 員 長 が 選 出 さ れ て い な い と き は 、 市 長 が 行 う 。

2 委 員 会 は 、 委 員 の 半 数 以 上 の 出 席 が な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い 。

3 委 員 会 の 議 事 は 、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し 、 可 否 同 数 の と き は 、 委 員 長 の 決 す る と こ ろ に よ る 。

(関 係 者 の 出 席 等)

第 6 条 委 員 長 は 、 委 員 会 に お い て 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 関 係 者 の 出 席 を 求 め て そ の 意 見 若 し く は 説 明 を 聴 き 、 又 は 関 係 者 か ら 必 要 な 資 料 の 提 出 を 求 め る こ と が で き る 。

(庶 務)

第 7 条 委 員 会 の 庶 務 は 、 港 湾 局 に お い て 処 理 す る 。

(委 任)

第 8 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か 、 委 員 会 の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 市 長 が 定 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第1条第1項の計画の策定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横 浜 市 条 例 第 2 号

横 浜 市 公 告 式 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 公 告 式 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 た だ し 書 中 「 但 し 」 を 「 た だ し 」 に 、 「 及 び 市 所 属
公 署 」 を 「 、 区 役 所 等 」 に 、 「 か え る 」 を 「 代 え る 」 に 改 め る 。

第 3 条 から 第 5 条 ま で を 次 の よう に 改 め る 。

（ 市 長 の 定 め る 規 則 の 公 布 ）

第 3 条 市 長 の 定 め る 規 則 を 公 布 し よ う と す る と き は 、 公 布 の 旨 の
前 文 、 年 月 日 及 び 市 長 名 を 記 入 し な け れ ば な ら ない 。

2 前 条 第 2 項 の 規 定 は 、 前 項 の 規 則 に つ い て 準 用 す る 。

（ 市 長 の 定 め る 規 程 の 公 表 ）

第 4 条 第 2 条 第 2 項 及 び 前 条 第 1 項 の 規 定 は 、 市 長 の 定 め る 規 程
（ 同 項 の 規 則 を 除 く 。 ） で 公 表 を 要 す る も の に つ い て 準 用 す る 。

（ そ の 他 の 規 則 及 び 規 程 の 公 表 ）

第 5 条 第 2 条 第 2 項 及 び 第 3 条 第 1 項 の 規 定 は 、 市 の 機 関 （ 市 長
を 除 く 。 以 下 同 じ 。 ） の 定 め る 規 則 及 び 規 程 で 公 表 を 要 す る も の
に つ い て 準 用 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 同 項 中 「 市 長 名 」 と あ る
の は 、 「 当 該 機 関 名 」 と 読 み 替 え る も の と す る 。

第 6 条 を 削 る 。

第 7 条 中 「 規 則 又 は 市 の 機 関 の 定 め る 規 則 若 し く は 規 程 」 を 「 市
長 又 は 市 の 機 関 の 定 め る 規 則 又 は 規 程 で 公 表 を 要 す る も の 」 に 改 め
、 同 条 を 第 6 条 と す る 。

第 8 条 中 「 条 例 施 行 」 を 「 条 例 の 施 行 」 に 改 め 、 同 条 を 第 7 条 と
す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 3 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 102 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(102) の 2 建 築 基 準 法 第 52 条 第 6

項 第 3 号 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物

の 延 べ 面 積 の 特 例 認 定 申 請 手 数

料

同

27,000 円

第 2 条 第 107 号 中 「 第 55 条 第 3 項 各 号 」 を 「 第 55 条 第 3 項 若 し く
は 第 4 項 各 号 又 は 第 58 条 第 2 項 」 に 改 め 、 同 条 第 123 号 中 「 建 築 認
定 申 請 手 数 料 」 を 「 認 定 申 請 手 数 料 」 に 改 め 、 同 条 第 123 号 の 3 中
「 建 築 許 可 申 請 手 数 料 」 を 「 許 可 申 請 手 数 料 」 に 改 め 、 同 条 第 136
号 の 2 中 「 第 139 号 の 18 、 第 139 号 の 23 、 」 を 「 第 139 号 の 18 、 第
139 号 の 21 、 第 139 号 の 23 、 」 に 、 「 第 139 号 の 26 、 第 139 号 の 29
」 を 「 第 139 号 の 26 、 第 139 号 の 26 の 2 、 第 139 号 の 29 、 第 139 号
の 29 の 2 」 に 改 め 、 同 条 第 139 号 の 18 ア 中 「 の 住 宅 」 の 次 に 「 (当
該 評 価 方 法 が 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価
方 法 の も の に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 号 イ (ア) 中 「 住 戸 部 分 」 の 次 に 「
(当 該 建 築 物 の 一 以 上 の 住 戸 の 評 価 方 法 が 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ
(1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価 方 法 の も の に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 号
イ 中 (エ) を (オ) と し 、 (ウ) を (エ) と し 、 (イ) を (ウ) と し 、 (ア) の 次 に 次 の よう に 加
え る 。

(イ) 住 戸 部 分 (当 該 建 築 物 の
一 以 上 の 住 戸 の 評 価 方 法 が
基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1)
又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価
方 法 の も の を 除 く 。)

a 住 戸 の 総 数 が 1 戸 の と
き 。

17,000 円

b 同 2 戸 以 上
5 戸 以 下 の と き 。

34,000 円

c 同 6 戸 以 上
10 戸 以 下 の と き 。

49,000 円

d 同 11 戸 以 上
25 戸 以 下 の と き 。

71,000 円

e 同 26 戸 以 上
50 戸 以 下 の と き 。

110,000 円

f 同 51 戸 以 上
100 戸 以 下 の と き 。

160,000 円

g	同	101 戸以 上 200 戸以下のとき。	230,000 円
h	同	201 戸以 上 300 戸以下のとき。	300,000 円
i	同	301 戸以 上のとき。	340,000 円

第2条第139号の18イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

(ア)	住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	同	17,000 円
(イ)	同	200 平方メートル以上のとき。	同 19,000 円

第2条第139号の21ア中「の住宅」の次に「（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）」を加え、同号イ(ア)中「住戸部分（」の次に「当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、」を加え、同号イ(オ)中「(エ)まで」を「(オ)まで」に、「第139号の18イ」を「第139号の18ウ」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除き、既に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

a	当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。	8,500 円
b	同	

	2 戸 以 上 5 戸 以 下 の と き。	17,000 円
c	同	
	6 戸 以 上 10 戸 以 下 の と き。	24,500 円
d	同	
	11 戸 以 上 25 戸 以 下 の と き。	35,500 円
e	同	
	26 戸 以 上 50 戸 以 下 の と き。	55,000 円
f	同	
	51 戸 以 上 100 戸 以 下 の と き。	80,000 円
g	同	
	101 戸 以 上 200 戸 以 下 の と き。	115,000 円
h	同	
	201 戸 以 上 300 戸 以 下 の と き。	150,000 円
i	同	
	301 戸 以 上 の と き。	170,000 円

第 2 条 第 139 号 の 21 イ を 同 号 ウ と し、同 号 ア の 次 に 次 の よう に 加
え る。

イ 一 戸 建 て の 住 宅 (当 該 評 価
方 法 が 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号
イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評
価 方 法 の も の を 除 く。) の 場
合

(ア)	住 宅 の 床 面 積 が 200 平 方 メ ー ト ル 未 満 の と き。	同	8,500 円
(イ)	同 200 平 方 メ ー ト ル 以 上 の と き。	同	9,500 円

第 2 条 第 139 号 の 26 ア 中 「 の 住 宅 」 の 次 に 「 (当 該 評 価 方 法 が 基
準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価 方 法 の も の に 限
る。) 」 を 加 え、同 号 イ (ア) 中 「 住 戸 部 分 」 の 次 に 「 (当 該 建 築 物 の
一 以 上 の 住 戸 の 評 価 方 法 が 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) 又 は ロ (1) の 基
準 に よ る 評 価 方 法 の も の に 限 る。) 」 を 加 え、同 号 イ 中 (オ) を (カ) と し
、(エ) を (オ) と し、(ウ) を (エ) と し、(イ) を (ウ) と し、(ア) の 次 に 次 の よう に 加
え る。

(イ)	住戸部分（当該建築物の 一以上の住戸の評価方法が 基準省令第10条第2号イ(1) 又はロ(1)の基準による評価 方法のものを除く。）		
a	住戸の総数が1戸のと き。		17,000 円
b	同 2戸以上 5戸以下のとき。		34,000 円
c	同 6戸以上 10戸以下のとき。		49,000 円
d	同 11戸以上 25戸以下のとき。		71,000 円
e	同 26戸以上 50戸以下のとき。		110,000 円
f	同 51戸以上 100戸以下のとき。		160,000 円
g	同 101戸以 上 200戸以下のとき。		230,000 円
h	同 201戸以 上 300戸以下のとき。		300,000 円
i	同 301戸以 上のとき。		340,000 円

第2条第139号の26中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価
方法が基準省令第10条第2号
イ(1)又はロ(1)の基準による評
価方法のものを除く。）の場
合

(ア)	住宅の床面積が200平方 メートル未満のとき。	同	17,000 円
(イ)	同 200平方 メートル以上のとき。	同	19,000 円

第2条第139号の26の2中「前号ア若しくはイ」を「前号ア、イ
若しくはウ」に改め、同号イ中「除く」を「除き、当該評価方法が
基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに
限る」に改め、同号エ中「前号イ(ア)から(オ)まで」を「前号ウ(ア)から
(カ)まで」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次
に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物の

エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る。) の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。

17,000 円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。

19,000 円

第2条第139号の29ア中「の住宅」の次に「(当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)」を加え、同号イ(ア)中「住戸部分(」の次に「当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、」を加え、同号イ(カ)中「(オ)まで」を「(カ)まで」に、「第139号の26イ」を「第139号の26ウ」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住戸部分(当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除き、既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。)

a 当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。

8,500 円

b 同 2戸以上5戸以下の

	とき。		17,000 円
c	同 6 戸 以 上 10 戸 以 下 の とき。		24,500 円
d	同 11 戸 以 上 25 戸 以 下 の とき。		35,500 円
e	同 26 戸 以 上 50 戸 以 下 の とき。		55,000 円
f	同 51 戸 以 上 100 戸 以 下 のとき。		80,000 円
g	同 101 戸 以 上 200 戸 以 下 のとき。		115,000 円
h	同 201 戸 以 上 300 戸 以 下 のとき。		150,000 円
i	同 301 戸 以 上 のとき。		170,000 円

第 139 号 の 29 イ を 同 号 ウ と し、同 号 ア の 次 に 次 の よう に 加 え る。

イ 一 戸 建 て の 住 宅 (当 該 評 価
方 法 が 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号
イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評
価 方 法 の も の を 除 く。) の 場
合

(ア)	住 宅 の 床 面 積 が 200 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 時 刻。	同	8,500 円
(イ)	同 200 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 時 刻。	同	9,500 円

第 2 条 第 139 号 の 29 の 2 中 「 前 号 ア 若 し く は イ 」 を 「 前 号 ア、イ
若 し く は ウ 」 に 改 め、同 号 イ 中 「 除 く 」 を 「 除 き、当 該 評 価 方 法 が
基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価 方 法 の も の に
限 る 」 に 改 め、同 号 エ 中 「 前 号 イ (ア) か ら (カ) ま で 」 を 「 前 号 ウ (ア) か ら
(キ) ま で 」 に 改 め、同 号 エ を 同 号 オ と し、同 号 中 ウ を エ と し、イ の 次
に 次 の よう に 加 え る。

ウ 一 戸 建 て の 住 宅 (建 築 物 の
エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に
関 す る 法 律 第 35 条 第 1 項 第 4

号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る。) の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。 8,500 円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。 9,500 円

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第102号の次に1号を加える改正規定並びに同条第107号、第123号及び第123号の3の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

横浜市条例第4号

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例

(横浜市手数料条例の一部改正)

第1条 横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第149号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号から第150号までにおいて「宅地造成等規制法一部改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法一部改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号及び第150号において「旧宅地造成等規制法」という。)」に改め、同条第149号の2及び第150号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成28年12月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改める。

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第3条 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。)」に、「同法第13条第2項」を「旧宅地造成等規制法第13条第2項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に、「同法第2条第5号」を「旧宅地造成等規制法第2条第5号」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「）及び」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。第17条第3項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の」を、「昭和36年法律第191号」の次に「。同項において「旧宅地造成等規制法」という。」を加える。

第17条第3項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

（横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の一部改正）

第5条 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成26年2月横浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「造成宅地（」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正前の」を加え、「法」を「旧法」に、「（法」を「（旧法」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。

第2条第2号中「法」を「旧法」に改め、「工事」の次に「並びに法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を加え、同条第3号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、同条第4号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、「並びに」の次に「一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」を加え、同条第5号中「（法」を「（旧法」に改める。

（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正）

第6条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号を次のように改める。

- (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2

条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可の申請又は旧宅地造成等規制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による協議(成立している場合に限る。)

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 5 号

横 浜 市 保 育 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 保 育 所 条 例 （ 昭 和 26 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 7 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

別 表 中

「

横 浜 市 大 久 保 保 育 園
横 浜 市 上 大 岡 東 保 育 園

を

」

「

横 浜 市 大 久 保 保 育 園

に、

」

「

横 浜 市 金 沢 さ く ら 保 育 園
横 浜 市 釜 利 谷 保 育 園

を

」

「

横 浜 市 金 沢 さ く ら 保 育 園

に 改 め る 。

」

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。